

石狩市と株式会社レバンガ北海道との「石狩らしいまちづくり」の実現に向けた 包括連携協定書

石狩市(以下「甲」という。)と、株式会社レバンガ北海道(以下「乙」という。)は、甲及び乙が様々な活動を通じて、市民における石狩への愛着や誇りである「石狩 PRIDE」の醸成の実現に向けて石狩らしいまちづくりが進んでいくよう、それぞれが有する資源を有効活用することにより、相互に連携・協力を行うものとして、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を強化しながら、石狩市のまちの魅力を高め、その魅力を発信することにより、市民の間に「石狩 PRIDE」を醸成していくことを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- (1) 子どもの健やかな心身の育成に関する事項
- (2) スポーツをツールとした地域活性化に関する事項
- (3) 石狩市の魅力発信に関する事項
- (4) SDGs 活動を通じた石狩市のまちづくりに関する事項
- (5) 石狩市民の健康増進に関する事項
- (6) その他、必要と認められる連携・協力に関する事項

(協定期間)

第3条 本協定の期間は、本協定の締結日から起算して1年間とし、期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれかからも更新しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(秘密の保持)

第4条 本協定に基づく取組にて知り得た相手方の秘密については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定に基づく取り組みに関係しない第三者に開示・漏えいしてはならない。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月28日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市役所
市長

乙 札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60
株式会社レバンガ北海道
代表取締役社長